

第 3 3 号議案

足立区精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 9 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例

第 1 条 足立区精神障害者地域生活支援センター条例（平成 9 年足立区条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号を次のように改める。

（ 3 ） 精神障害者及びその家族等（以下「精神障害者等」という。）への助言その他の日常生活の支援、創作的活動の機会の提供並びに社会との交流の促進等に関すること。

第 4 条第 1 項第 1 号中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を「障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「自立支援法」という。）附則第 4 8 条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるものとされた自立支援法附則第 4 6 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

（ 3 ） 自立支援法第 5 条第 2 1 項に規定する精神障害者等への助言その他の日常生活の支援、創作的活動の機会の提供及び社会との交流の促進等に必要な施設

第 5 条の見出し及び各号列記以外の部分中「休業日」を「休館日」に改める。

第 6 条中「精神障害者及びその家族等」を「精神障害者等」に改める。

第 7 条第 2 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する施設において、利用者（前項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の 1 日当たりの実人員が、第 4 条第 2 項により区長が別に定める定員を超える見込みであるとき。

第 1 1 条中「地域生活支援センターの施設等」を「施設の利用に際し、施設又は付帯設備」に改める。

第 1 2 条を第 1 5 条とし、第 1 1 条の次に次の 3 条を加える。

(指定管理者による管理)

第 1 2 条 地域生活支援センターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 2 2 条に規定する社会福祉法人その他の法人で、区長が指定する指定管理者に行わせることができる。

- 2 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認められた場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

(指定管理者の指定)

第 1 3 条 前条第 1 項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により地域生活支援センターの目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

- 3 区長は、指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者選定審査会)

第 1 4 条 前条第 2 項に規定する指定管理者の候補者の選定審査を適正に行うため、区長の附属機関として、足立区精神障害者施設指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項に規定する選定審査に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が選定審査に必要な期間を定めて委嘱又は任命する委員6人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第2条 足立区精神障害者地域生活支援センター条例の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「地域生活支援センター」を「自立支援センター」に改める。

第2条中「地域生活支援センターの」を「自立支援センターの」に、「足立区地域生活支援センター」を「足立区精神障害者自立支援センター」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「地域生活支援センター」を「自立支援センター」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 就労を希望する精神障害者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を供与すること。
- (2) 通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者に対する就労及び生産活動等の機会の提供並びに就労に必要な訓練等に関すること。

第4条第1項各号列記以外の部分中「地域生活支援センター」を「自立支援センター」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「自立支援法」という。）第5条第14項に規定する就労移行支援事業に必要な施設
- (2) 自立支援法第5条第15項に規定する就労継続支援事業に必要な施設

第5条各号列記以外の部分中「地域生活支援センター」を「自立支援センター」に、「区長が特に必要があると認めるときは」を「第12条第1項の規定により自立支援センターの管理運営を行う者（以下

「指定管理者」という。)が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て」に改める。

第6条を次のように改める。

(利用者の範囲)

第6条 自立支援センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 第4条第1項第1号及び第2号に規定する施設 自立支援法第19条第1項に規定する訓練等給付費の支給決定を受けた者

(2) 第4条第1項第3号に規定する施設 区内に住所を有する精神障害者等で、区長が別に定める者

第7条第1項中「地域生活支援センター」を「自立支援センター」に、「区長の」を「指定管理者の」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「区長」を「指定管理者」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に、「区長が特に利用を不適當」を「指定管理者が自立支援センターの管理上支障がある」に改め、同項第4号を同項第3号とする。

第8条を次のように改める。

(利用料金)

第8条 自立支援センターの各施設を利用するにあたっては、次に掲げる利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

(1) 第4条第1項第1号及び第2号に規定する施設 自立支援法第29条第3項及び第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額

(2) 第4条第1項第3号に規定する施設 無料

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第9条各号列記以外の部分及び第2号中「区長」を「指定管理者」

に改め、同条第3号中「地域生活支援センター」を「自立支援センター」に改め、同条第4号中「区長」を「指定管理者」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、あらかじめ区長の承認を得ることを要する。

第10条に次の1項を加える。

- 2 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、施設又は付帯設備を速やかに原状に回復しなければならない。

第11条に次の1項を加える。

- 2 指定管理者は、施設又は付帯設備に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

第12条第1項及び第13条第2項中「地域生活支援センター」を「自立支援センター」に改める。

第15条を第17条とし、第14条の次に次の2条を加える。

(指定管理者の業務の範囲)

第15条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する事業
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が自立支援センターの管理運営に必要と認める業務

(管理の基準)

第16条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

- 2 指定管理者及び自立支援センターの業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、自立支援センターを利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、自立支援センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利

益のために利用してはならない。指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定及び付則第2項の規定は、平成20年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、平成20年3月1日から施行日までの間、利用者が第2条の規定による改正後の足立区精神障害者自立支援センター条例(以下「新条例」という。)施行の際に利用承認の要件を満たしていることを条件として、新条例及び新条例に基づく規則の定めるところにより、利用の承認をすることができる。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区精神障害者施設指定管理者選定審査会	日額 7,000円
----------------------	-----------

(提案理由)

障害者自立支援法の施行に伴い、規定を整備するとともに、地域生活支援センターの管理を指定管理者に行わせる必要があるため、この条例案を提出いたします。